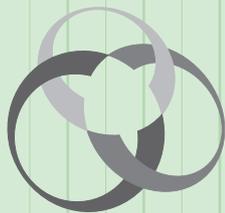


クレジット ワークブック



[解説]

先生用



一般社団法人

日本クレジット協会

クレジット教育センター

名 前

はじめに

クレジットは、消費者が選択できる商品やサービスの支払手段のひとつとして、消費生活の中に浸透しています。近年は、税金や公共料金の支払いにも利用されるなど利用範囲も拡大し、現在の高校生、中学生の多くが、近い将来、社会人としてクレジットを利用することが予想されます。

この「クレジットワークブック」は、学校の限られた授業時間の中で、クレジットカードのしくみや利用上の留意点など、基本的なクレジットカードの利用のしかたを、生徒が考えながら学習していただくための教材として作成したものです。「生徒用」「先生用」の2つがありますが、「生徒用」を書き込み用として配布いただき、「先生用」は各設問を解説する資料としてご利用ください。

内容はクレジットカードの特徴、申し込みと審査、利用方法、利用上の留意点など実際の流れに沿ったものにしてはいますが、このたび、日頃、先生方から寄せられる質問・ご意見や昨今のIC化などクレジットカードを巡る環境の変化などを考慮して内容を見直し、改訂いたしました。

各設問ごとに、先生方の指導のポイントも記しておりますので、別に発行しております生徒用基礎資料「くれじっと入門」、教員用参考資料「クレジット教育実践の手引き」とともにご活用いただければ幸いです。

一般社団法人日本クレジット協会
クレジット教育センター

も く じ

Q 1	クレジットカードって何？	2
Q 2	クレジットカードはどんな仕組みなの？	4
Q 3	クレジットカードはだれでも利用できるの？	6
Q 4	クレジットカードはどうやってつくるの？	8
Q 5	クレジットカードが手元に届いたら何をしたらいいの？	10
Q 6	クレジットカードの支払いはどんなものがあるの？	12
	計算してみよう！	14
Q 7	クレジットカードはどこで使えるの？	16
Q 8	暗証番号にはどんな意味があるの？	18
Q 9	ネットショッピングではどんなことに注意すればいいの？	20
Q10	クレジットカードの利用状況はどうやって確認したらいいの？	22
Q11	クレジットカードの貸し借りはできるの？	24
Q12	クレジットカードをなくしたらどうすればいいの？	26
Q13	クレジットカードの利用で困ったことがあった場合どうしたらいいの？	28
Q14	「多重（・多額）債務」という言葉を聞くけど 何が原因でおこるものなの？	30

Q1

クレジットカードって何？

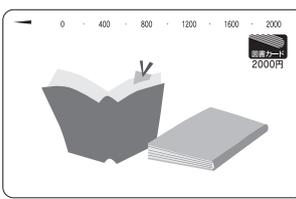
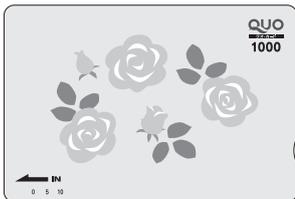
以下のカードは、買い物に使えるカードです。
商品の代金の支払い方法について、クレジットカードとその他のカードの違いは何でしょうか？

回答

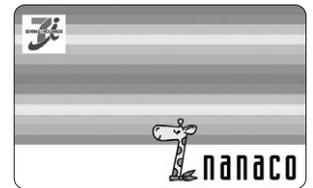
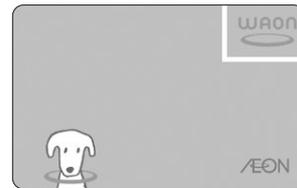
()

さまざまなカード

【プリペイドカード】



【電子マネー】



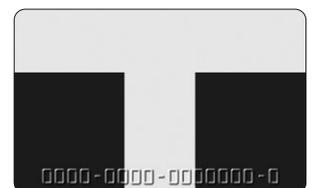
【デビットカード】



【クレジットカード】



【ポイントカード】



※ロゴマーク、サービス等の名称は、各事業者の登録商標です。

A1

クレジットカードの支払いは後払い

同じような形をしたカードでも、プリペイドカードや電子マネー、ポイントカードなど、さまざまなカードがあります。その中で、クレジットカードは後払いの機能を持っています。

以下に、プリペイド、電子マネー、デビット、クレジットの4種類のカードの特徴をまとめていますので、比較してみてください。なお、ポイントカードは、本来商品を買うためのカードではありませんが、お買い物などでたまったポイントを商品等を購入する際に利用できる機能を有しています。

	プリペイド カード	電子マネー	デビット カード	クレジット カード	(参考) ポイントカード
代金の 支払方法	前払い	前払い	即時払い	後払い	貯まったポイント を使う
カードの 入手方法	カードをお金で 購入する	カードの申し込み をして、現金また はクレジットカード でチャージする	金融機関に預金 口座をつくってカード の申し込みをする (J-Debitはキャッシュ カードがそのまま使え る)	クレジットカード の申し込みをしてク レジット会社の審 査を受ける	発行元に申し込み をする
利用者の 制限	誰でも利用可能	カード名義人 (カードにより異なる)	口座名義人のみ	カード名義人のみ 一般的に18歳以上 (高校生不可が多い)	カード名義人
他者への 譲渡や貸与	できる	カードにより異 なる	できない	できない	原則できないが、 ポイントをプレゼ ントできるものも ある
利用金額	購入金額の範囲内	チャージした 金額の範囲内	預貯金額の範囲内	利用可能枠の範囲 内	貯まったポイント の範囲内
利用方法	カードの種類に よって異なる (利用できる場所、 サービス等が制限さ れている)	カードの種類に よって異なる (利用できる場所、 サービス等が制限さ れている)	端末機に暗証番号 入力またはカード をかざす	端末機に暗証番号 入力またはカード をかざす	店員に処理を依頼 (店員が読み取り機で 処理)

※それぞれのカードは必ずしも独立したものではないものもあります。たとえば、クレジットカードには電子マネーを兼ねていたり、ポイント、マイレージが付く機能を有しているものもあります。

※クレジットカードはコンビニやスーパーなどの小額利用では、暗証番号を省略できる場所もあります。

ここでの Point!

カードの形をしているものはたくさんあります。支払方法だけでなく、それぞれの特徴を確認してみましょう

●クレジットカードの特徴については『クレジット教育実践の手引き』P.12をご覧ください。

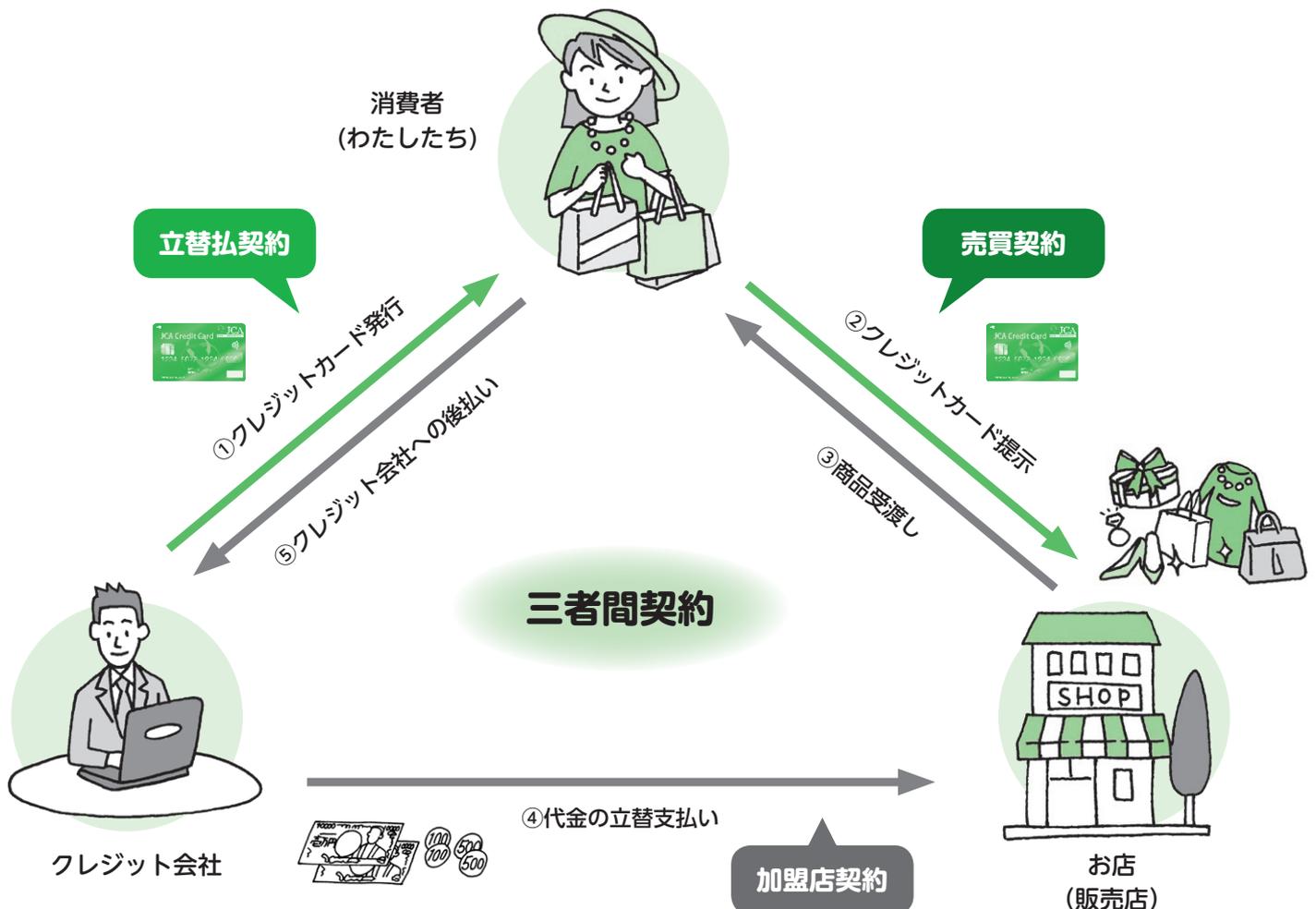
A2

③ (後で代金を支払いをするという約束のもと) クレジット会社がお店に商品の代金を立替えてくれるから

クレジットカードのしくみでは、消費者（わたしたち）・お店（販売店）・クレジット会社、それぞれ間に「契約」（「三者間契約」という）が結ばれています。

わたしたちとお店（販売店）の間では、商品等の受渡しに関する「売買契約」が、わたしたちとクレジット会社の間では、代金の支払いに関する「立替払契約」が、お店（販売店）とクレジット会社の間では、クレジットカードの取扱いに関する「加盟店契約」が結ばれています。

わたしたちがクレジットカードを使って買い物をした商品等の代金は、クレジット会社が、わたしたちに代わってお店に支払い、わたしたちは後日クレジット会社にその代金を支払います。



ここでの Point!

消費者、お店（販売店）、クレジット会社の関係を整理してみましょう。

●クレジットカードの詳しい契約関係については『クレジット教育実践の手引き』P.2～3の「クレジット（信用購入あっせん）のしくみ」をご覧ください。

A3

④ だれでも利用できるわけではない

理由：クレジットカードをきちんと利用できる人かどうか、利用した代金を支払える人かどうかを確認するためにクレジットカード会社の審査が必要だから

クレジットカードは、誰でも利用できるわけではありません。

クレジットカードの会員となるためには、クレジットカード会社の審査を受けなければなりません。

クレジットカードを利用した代金は後払いですから、クレジットカード会社では、『会員規約を守り、カードをきちんと利用できる人かどうか』『利用した代金を支払える人かどうか』を審査します。

クレジットカード会社が行う審査の判断材料となるのは、①申込者が申込書に記入した内容（収入や居住形態、家族構成など）、②自社でのクレジットの利用状況、③ほかの会社でのクレジットの利用状況などの情報です。

審査の基準は、それぞれのクレジットカード会社によって異なりますが、審査の結果、クレジットカード会員にふさわしいと判断された人が、会員としてクレジットカードを持つことができます。

なお、クレジットの法律である『割賦販売法』では、クレジットカード会社に対し、申込者・利用者の収入やクレジットの利用状況等に応じた「支払可能見込額」※を算定し、審査することを義務付けています。

※支払可能見込額については、『クレジット教育実践の手引き』P.27～28を参照。

ポイント Point!

3ページに示した他のカードと違い、クレジットカードはクレジットカード会社の審査を経て発行されるものであることの理由について整理してみましょう。

●クレジットカードの審査と信用については『クレジット教育実践の手引き』P.24～28をご覧ください。

A4

① 住所 ② 氏名 ③ 電話番号 ⑧ 収入 ⑨ 勤務先 (学生は学校名)

クレジットカードの申込書には、たくさんの記入する項目があります（下の「クレジットカードの申込書（見本）」参照）。これらは、クレジット会社の審査に必要なものです。

なお、趣味や嗜好品などの項目があることもありますが、必須のものではありません。

クレジット会社の審査は、一般的に以下の確認を行い、それぞれの項目をいろいろな角度から審査します。

① 申込書に記入された内容の確認

申込みが本人の意思によるものか、記入内容に虚偽はないか、収入は安定、かつ、支払をするのに十分な額か など

② 自社における取引実績の確認

過去に自社において取引があったか、その際の利用状況はどうか など

③ 指定信用情報機関※に登録されている情報の確認

自社以外のクレジット会社での利用状況はどうか

①から③を総合的に判断した結果が審査の可否となります。

※指定信用情報機関：割賦販売法に基づく指定を受けた信用情報機関。詳細については『クレジット教育実践の手引き』P.29～30を参照。

クレジットカードの申込書（見本）

The image shows a detailed credit card application form. It is divided into several sections:

- お申し込みご本人について** (About the applicant): Fields for name (フリガナ, おなまえ), date of birth (誕生日), sex (性別), and address (おところ). It also includes checkboxes for marital status (配偶者), children (子供), and family size (同居人数).
- ご職業** (Occupation): Checkboxes for full-time employee (正社員), part-time/contract (パート・アルバイト), self-employed (自営), etc.
- お勤め先** (Employer): Fields for company name (フリガナ), address (所在地), and contact information (電話番号, 本社電話番号).
- お住まい** (Residence): Checkboxes for home ownership (持家), rental (借家), and public housing (公団・公営).
- 年収** (Annual Income): Fields for salary (給料), pension (年金), and other income (その他).
- フリガナ** (Surname): Field for the applicant's last name.
- 学校名** (School Name): Field for the applicant's school name.

 The form includes various checkboxes and input fields for numerical data like dates and income amounts.

ポイントの Point!

申込書には、正しい内容を記入しなければなりません。ウソの情報を記入するとクレジットカードは発行されません。

●クレジットカードの審査と信用については『クレジット教育実践の手引き』P.24～28をご覧ください。

Q5

クレジットカードが手元に届いたら何をしたらいいの？

申し込んだクレジットカードが手元に届きました。送付物の中にはクレジットカードのほかに、クレジットカードの会員規約や利用可能枠が書かれた書類が入っていました。

クレジットカードを利用する前に何をしたらよいでしょう。
考えてみてください。

回答

()



クレジットカードの利用可能枠、有効期限、利用規約を確認し、カードの裏面にサインする

クレジットカードを受け取ったら、カードの利用可能枠や有効期限を確認します。

会員規約には、クレジットカード会員が守らなければいけない大切なルールが記載されています。必ず目を通し、クレジットカードを利用している間は保管してください。

また、カード裏面の署名欄(サイン欄)があるときは、サインをします。字体や書体は特に決まっていますので、自分の字でサインをしてください。カード利用時にサインを求められた時には、裏面にしたサインと同じサインをします。

【会員規約】

クレジットカード会員規約

①本規約は、本規約の適用範囲内において、本規約を遵守するものとします。本規約は、本規約の適用範囲内において、本規約を遵守するものとします。

第1条 (会員)

(1) 本規約は、本規約の適用範囲内において、本規約を遵守するものとします。

第2条 (契約の成立及びカードの貸与等)

(1) 本規約は、本規約の適用範囲内において、本規約を遵守するものとします。

第3条 (カードの利用可能枠)

(1) 本規約は、本規約の適用範囲内において、本規約を遵守するものとします。

第4条 (カードの有効期限)

(1) 本規約は、本規約の適用範囲内において、本規約を遵守するものとします。

【カード表面】

カード有効期限

GOOD
利用期限
07/27

【カード裏面】

署名欄

信用 ヨシコ 5678 123

〇このカードは、会員規約に承認され、上欄に署名された会員本人以外は使用できません。

株□□□□ 東京都〇〇区1-1
03-1234-5678

※券面の表示は一例です。

ポイント

クレジットカード会員規約の重要性を理解しましょう。

●クレジットカードのサインについては『クレジット教育実践の手引き』P.40をご覧ください。

Q6

クレジットカードの支払いは どんなものがあるの？

クレジットカードを利用した代金は、後払いします。カードでの後払いにはいくつかの方法があります。

以下の中で、手数料がかかる支払いの方法はどれでしょう？

- ① 購入した商品の代金を支払期日に1回で支払う
- ② 次のボーナスの時期に一括で支払う
- ③ 購入した商品の代金を何回で支払うか選択し分割して支払う
- ④ あらかじめ毎月の支払金額を決めて支払う

回答 ()



A6

③ 購入した商品の代金を何回で支払うか選択し
分割して支払う

④ あらかじめ毎月の支払金額を決めて支払う

多くのクレジットカードでは、1回払いをはじめ、ボーナス一括払い、分割払い、リボルビング払いを選ぶことができます。

分割払いやリボルビング払いは、支払期間が長期間になることなどから手数料がかかります。

クレジットカードで選べる支払方法（方式）には、以下のようなものがあります。利用金額や頻度などに応じて、上手に選んで利用しましょう。

支払方式	支払の仕組み	手数料	備考
1回払い	支払日に1回で支払う ※「マンスリークリア」ともいう	一般的にかからない	クレジットカードが利用できるお店であれば、原則、利用できる
ボーナス一括払い	利用の翌ボーナス時期に一括で支払う	一般的にかからない	利用できないお店もある
分割払い	支払回数を指定し、代金を分割して月々支払う	金額・支払回数・支払期間に応じた「分割払い手数料」がかかる	・分割払いの機能がないカードもある ・利用できないお店もある
リボルビング払い (リボ払い) (定額方式・定率方式)	「(支払) 残高」(リボルビング払いを利用してまだ支払っていないお金) に対して一定の金額または一定の割合を決めて支払う	残高に応じた「リボルビング払い手数料」がかかる	・リボルビング払いの機能がないカードもある ・利用できないお店もある ・残高がある限り支払いが続く

※クレジットカードによって、利用できる支払方式や手数料率などが異なります。

ここでの Point!

クレジットカードの支払方式によって手数料がかかるものとかからないものがあることを理解しましょう。

●クレジットカードの支払方式については『クレジット教育実践の手引き』P.31～35をご覧ください。

計算してみよう！

家のテレビが壊れてしまったので、買い替えることになりました。

お店にいて、買いたいテレビ（12万円）が見つかったので、購入することにしました。分割払いとリボルビング払いを利用した場合の支払額を計算してみましょう。

1. 分割払いの場合

下の表の条件で、12回の分割払いで、テレビを購入する代金の、月々の支払額を計算してください。

商品：42インチテレビ	現金価格：120,000円			
クレジット会社が定める支払回数と手数料率				
支払回数	3	6	12	24
支払期間	3か月	6か月	12か月	24か月
実質年率 (%)	10.5	11.0	11.5	12.5
現金価格100円あたりの手数料額 (円)	1.76	3.23	6.34	13.54

手数料は、商品の現金価格に「現金価格100円あたりの手数料額」を乗じて、100で割れば求められます。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{現金価格} & & \text{現金価格100円あたりの} & & & & \text{手数料} \\ & & \text{手数料額} & & & & \\ 120,000 & \times & (\text{①}) & \div & 100 & = & (\text{②}) \end{array}$$

次に、支払総額を求めます。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{現金価格} & & \text{手数料} & & & & \text{支払総額} \\ 120,000 & + & (\text{②}) & = & (\text{③}) \end{array}$$

最後に月々の支払額を計算します。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{支払総額} & & \text{支払回数} & & & & \text{月々の均等分割額} \\ (\text{③}) & \div & 12\text{回} & = & (\text{④}) \end{array}$$

なお、月々の支払いで100円単位未満の端数が出たときには、その端数を第1回目の支払額に加算するのが一般的です。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{均等分割額} & & \text{100円単位未満端数} & & & & \text{月々の支払額} \\ (\text{④}) & - & (\text{⑤}) & = & (\text{⑥}) \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} \text{第1回目の支払額} & & \text{月々の支払額} & & & & \text{100円単位未満端数} \\ & & (\text{⑥}) & + & (\text{⑤}) & \times & 12\text{回} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} \text{第2回目の支払額} & & & & & & \\ & & (\text{⑥}) & & & & \end{array}$$

2. リボルビング払いの場合

下の表の条件で、定額方式のリボルビング払いで、テレビを購入する代金の、月々の支払額を計算してください。

購入月	4月
第1回支払月	5月
今月の残高	120,000円
月々の支払額	10,000円（定額方式）
クレジット会社が定める手数料率	年12.6%（実質年率）
手数料の支払方式	ウィズアウト方式*

※リボルビング払いにおける手数料の支払方式には、月々の支払額に手数料を含めて払う「ウィズイン方式」と、月々の支払額とは別に手数料を払う「ウィズアウト方式」とがあります。

◎わかりやすいように、締日、支払日は考えないで計算します。

手数料は、支払残高を基に手数料を計算しますので、

$$\begin{array}{ccccccc} \text{支払残高} & & \text{手数料率} & & & \text{初回の手数料} & \\ 120,000 & \times & (\text{①}) \% & \times & \frac{30\text{日}^*}{365\text{日}} & = & (\text{②}) \end{array}$$

第1回支払月の支払額は、

$$\begin{array}{ccccccc} \text{月々の支払額} & & \text{初回の手数料} & & \text{支払額} & & \\ 10,000 & + & (\text{②}) & = & (\text{③}) & & \end{array}$$

翌月に残る支払残高は

$$\begin{array}{ccccccc} \text{支払残高} & & \text{月々の支払額} & & \text{翌月の支払残高} & & \\ 120,000 & - & 10,000 & = & 110,000 & & \end{array}$$

翌月の支払額は、

$$\begin{array}{ccccccc} \text{翌月の支払残高} & & \text{手数料率} & & & \text{2回目の手数料} & \\ 110,000 & \times & (\text{①}) \% & \times & \frac{31\text{日}^*}{365\text{日}} & = & (\text{④}) \\ \text{月々の支払額} & & \text{2回目の手数料} & & \text{支払額} & & \\ 10,000 & + & (\text{④}) & = & (\text{⑤}) & & \end{array}$$

リボルビング払いの支払い中に、テレビ以外のものをリボルビング払いで購入しなければ、支払残高がなくなるまで、上記計算を繰り返すと毎月に支払わなければならない額を算出することができます。

リボルビング払いの支払い中に、テレビ以外のものをリボルビング払いで購入したときには、その利用金額を支払残高にプラスして計算します。

Q7

クレジットカードはどこで使えるの？

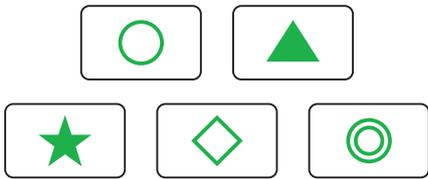
クレジットカードを利用して買い物をしようと思いますが、クレジットカードごとに利用できるお店と利用できないお店があります。

自分のカードが利用できるかは、どのように確認したらよいでしょうか。

下図を見ながら理由を考えてみてください。

回答 ()

クレジットカード
ご利用いただけます



【クレジットカード】



A7

カードの券面にあるマークと同じマークがある お店で利用できる

クレジットカードは、カードの券面にあるマークと同じマークがあるお店で利用することができます。

多くのクレジットカードの券面には、カードの名前やカードを発行しているクレジットカードのマークに加え、「Visa」 「Mastercard」 「JCB」 「American Express」 「Diners Club」 「^{ぎんれん}銀聯」といったマークが付いています。

これらは「国際ブランド」と呼ばれており、世界中でクレジットカードを利用するネットワークを提供する会社のマークです。このマークを掲示しているお店は世界中にあり、自分が持っているクレジットカードにあるマークと同じマークのあるお店であれば、国内でも海外でも利用することができます。海外旅行に行くときでも日本で発行されたクレジットカードを利用することができます。

インターネットショッピングでクレジットカードを利用するときも同様です。そのインターネットのお店にこれらのマークがあるかどうかを確認しましょう。



ポイントの Point!

クレジットカードの券面にあるマークと販売店に掲示されているマークの意味を理解しましょう。

●デビットカードやプリペイドカードにも「国際ブランドマーク」が付いたものがあります。

Q8

暗証番号にはどんな意味があるの？

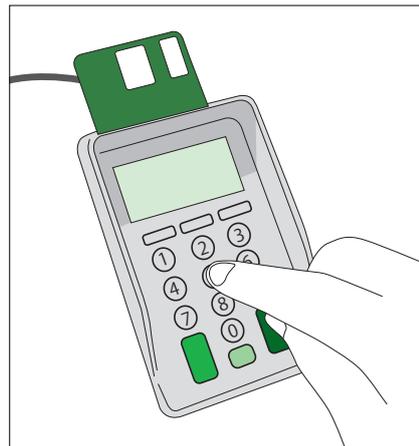
お店でクレジットカードを利用するときには、暗証番号の入力を求められることがあります。

この暗証番号にはどんな意味があるのでしょうか？

回答

()

【暗証番号入力】



利用金額などが表示された端末機に暗証番号を入力する

A8

- **お店やクレジット会社にカード会員本人であることを示す意味**
- **利用内容を認めるという意思表示**

クレジットカードを利用する際の、暗証番号入力には、2つの意味があります。ひとつは、利用者が「カード会員本人である」ことを示す意味、もうひとつは端末機に表示された内容（利用金額や支払方式など）を認める」という意思表示の意味です。

暗証番号を求められない場合もあります。

○暗証番号

支払いの時にはカード申込時に自らが設定した4桁の暗証番号を入力します。

生年月日や電話番号など、ほかの人に分かってしまうような番号を暗証番号に設定していたりすると、紛失したときなどに、ほかの人に悪用されてしまう危険性があります。

また、容易に分かってしまう番号を暗証番号にしている、そのカードを紛失し、ほかの人に利用されてしまった場合には、その利用された分まで支払わなければなりません。

暗証番号は、自分だけが分かる番号にして、絶対に誰にも教えてはいけません。

○サイン

支払いの時、お店の人から求められたら、カードの利用伝票にサインをします。このサインは、カード裏面の署名欄と同じサインをしなければなりません。

モトでの Point!

クレジットカード利用時の暗証番号の入力やサインには、利用内容を認めるという意味があり、内容を十分に確認してから行うものであることを理解しましょう。

●クレジットカードの暗証番号の登録・管理やサインについては『クレジット教育実践の手引き』P.40およびP.42～43をご覧ください。

Q9

ネットショッピングでは どんなことに注意すればいいの？

ネットショッピングのサイトが安全かどうかを確認するにはどうしたらよいでしょうか？

- ① 情報が守られているマークがついているサイトを利用する
- ② 日本語で表示されているサイトを利用する
- ③ 何かあれば消費生活センターに相談すればよいので何もしない

回答 ()

クレジットカードでネットショッピングをするときに、カード番号と有効期限の入力のほかに、クレジット会社に登録したパスワードの入力を求められました。

このような追加の情報を入力するサイトと入力しないサイトでは、どちらがより安全でしょうか？

- ④ 追加情報の入力が必要なサイト
- ⑤ 追加情報の入力が必要ないサイト

回答 ()



A9

- ① 情報が守られているマークがついているサイトを利用する
- ④ 追加情報の入力が必要なサイト

一般のお店での買物とは違って、ネットショッピングのサイトでの買い物は実際に商品を確認することができません。サイトの安全性や信頼性を確認することが大切です。情報暗号化技術のSSL/TLSは、そのサイトの情報管理のひとつの目安となります。

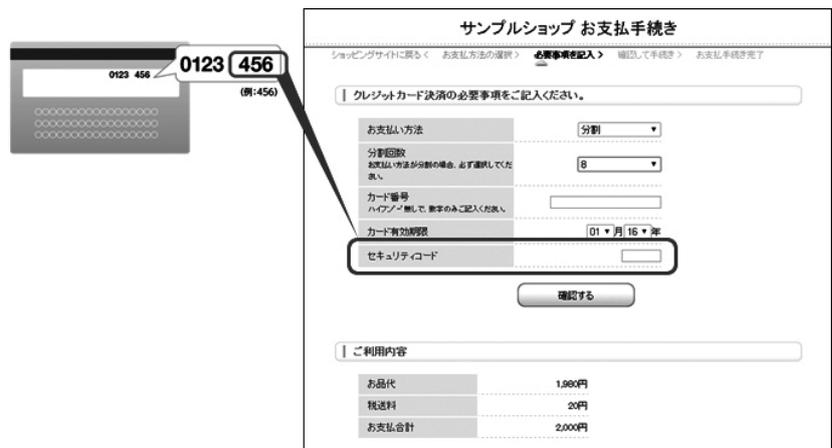
また、のちのちのために、連絡先等お店（販売店）の情報を確認するとともに、買物をしたときの画面や契約確認のメールなどを保管しておくことも重要です。

ネットショッピングでクレジットカードを利用するときに最低限必要なのは、クレジットカード番号と有効期限です。ただし、最近ではカード会員になりすましての不正利用などを防ぐために、クレジット会社にあらかじめ届け出たメールアドレスやSMS、スマホアプリなどに送られてくる一度だけ有効なパスワード（ワンタイムパスワード）や、セキュリティコードと呼ばれるカード番号以外の数字を入力させるサイトが増えています。

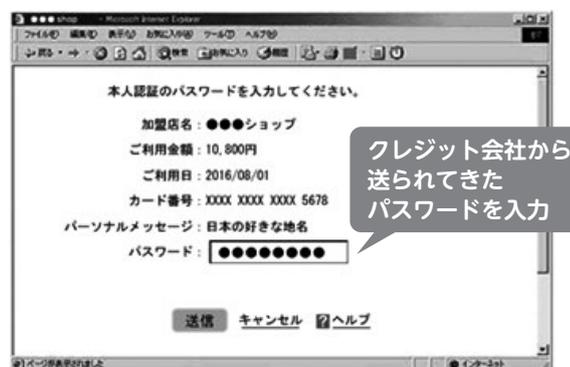
【SSL/TLSのイメージ】



【セキュリティコード入力のイメージ】



【パスワード入力のイメージ】
(3Dセキュアといいます)



ポイントの Point!

インターネットでは、まずサイトの信頼性と安全性を確認することが重要であること、クレジットカード利用の際には、追加情報の入力を求めるサイトがより安全であることを理解しましょう。

●インターネット上でのクレジットカードの利用については『クレジット教育実践の手引き』P.19～20をご覧ください。

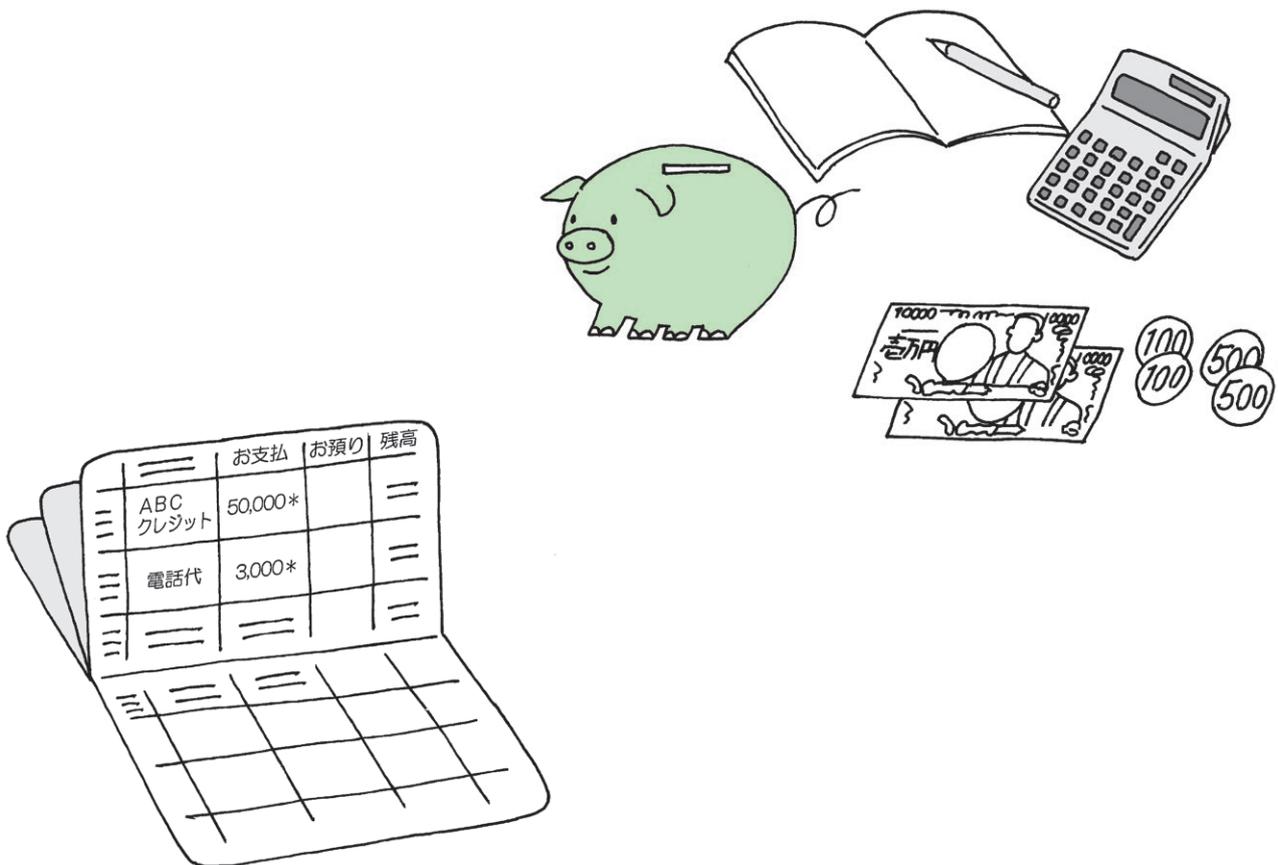
Q10

クレジットカードの利用状況はどうやって確認したらいいの？

クレジットカードの利用状況の確認や支払いの管理をしっかりしたいのですが、何をしたらよいのでしょうか？

- ① 利用した金額を記憶しておく
- ② クレジット会社から通知される利用明細を確認する
- ③ 支払いが遅れたらクレジット会社から連絡がくるので特になにもしない

回答 ()



A10

② クレジット会社から通知される毎月の利用明細を確認する

クレジットカードを利用すると、後日、クレジット会社から「利用明細」が通知されます（Web・アプリで確認するものと、郵送されるものがあります）。これには、いつ、どこのお店で、いくら利用したか（金額）などが記載されています。

「利用明細」は、クレジットカードを利用したときにお店で受け取った「利用伝票の控（お客様控え）」と付け合せて内容の確認を行ってください。

もし、「利用伝票の控」と違う請求や利用した覚えのない請求があった場合には、すぐにクレジット会社に連絡してください。

代金の引落しができなかった場合、その事実が指定信用情報機関に登録されることもありますので注意しましょう。

①支払日と金額、②利用可能枠（ショッピング、キャッシング）
③利用明細、④リボ払いの明細、⑤リボ払いの残高、⑥分割払いの明細

ご利用代金明細書

2017年〇月〇日発行

24〇-〇〇〇〇 神奈川県横浜市〇〇〇〇〇〇 麻生 高弘 様	JCAカード株式会社 東京都中央区日本橋〇〇〇〇〇〇 お問い合わせ先 TEL:03-〇〇〇〇-1234
--------------------------------------	---

① お支払日 2017年5月〇日(〇) お支払額合計 25,940円	カード種類 一般 カード名称 JCAカード カード番号 4567-****-****-4789
---------------------------------------	---

カードご利用可能枠 ショッピング 50万円 内 分割枠 30万円 内 リボ払い 30万円 キャッシング 30万円	金融機関 〇〇銀行 支 店 〇〇支店 科 目 普通 口座番号 1234*****
--	---

ご利用年月日	ご利用場所	ご利用額	支払区分	今日のお支払額 (内手数料、利息)
15 04 08	JCA電気	50,000	リボ払	10,863 (863) ③
15 04 10	JCA百貨店	30,000	分割払 (3)	10,200 (200)
15 04 12	JCAストア	3,000	1回払	3,000
15 04 14	JCAブック	2,000	1回払	2,000
ご利用合計		85,000	お支払額合計	25,940

リボ払い・キャッシングのお支払明細

〇月〇日現在(今回の締切日)	リボ払い	キャッシング
① 前回のお支払後元金残高	20,000	0
② 新規ご利用額	50,000	0
③ 臨時元金返済額	0	0
今回のお支払額	10,863	0
④ 内元金	10,000	0
内手数料・利息	863	0
今回のお支払後残高 (①+②-③-④)	60,000 ⑤	0
ご利用枠	300,000	300,000
手数料・利率(実質年率)	15.00%	18.00%
お支払コース	残高スライド方式	元利定額
毎月のお支払額	下記参照	10,000

リボ払いの毎月のお支払額

毎月締切時点での ご利用お支払額	10万円以下	10万円を超えて 20万円まで	以降残高10万円 増額毎に
毎月のお支払額	1万円	2万円	1万円増加

分割・2回払い・ボーナス払いのお支払明細

お支払月	お支払予定額	お支払残高	お支払月	お支払予定額	お支払残高
5	10,200	20,400 ⑥			
6	10,200	10,200			
7	10,200	0			

支払回数	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回
支払回数	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月
手数料率 (実質年率)	12.00%	13.25%	13.75%	14.25%	14.75%	15.00%			

ポイントの Point!

クレジットカードの利用状況を確認するための利用明細の重要性を理解しましょう。

●クレジットカードの利用明細の確認の重要性や指定信用情報機関については『クレジット教育実践の手引き』P.16～17、およびP.29～30をご覧ください。

Q11

クレジットカードの貸し借りはできるの？

クレジットカードを持っていない友人からカードを貸してほしいといわれました。クレジットカードの貸し借りはどのように考えればよいのでしょうか？

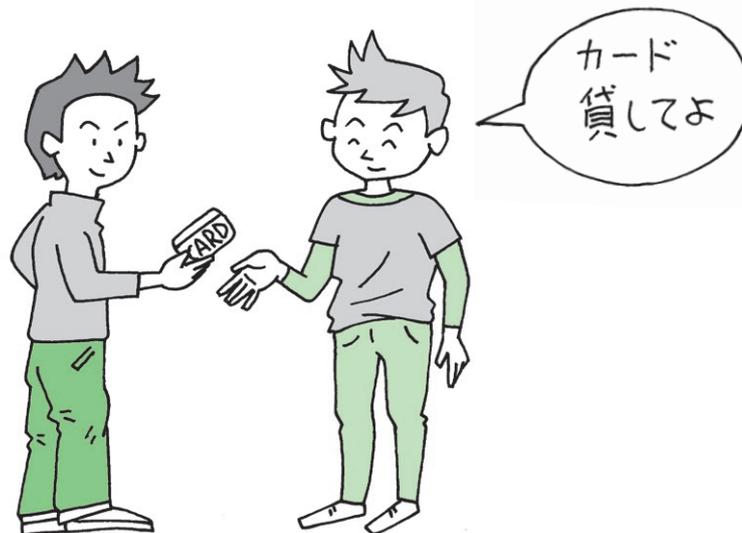
- ① 家族間での貸し借りは自由だが、友だちには貸してはいけない
- ② 親しい友だちだったら貸してもよい
- ③ たとえ家族や友だちであっても貸してはいけない

回答 ()

貸したクレジットカードを友だちが利用した場合、クレジット会社に支払いをしなければならないのは誰でしょうか？

- ④ カードを利用した友だち
- ⑤ カードを貸した自分
- ⑥ 特に決まりはない

回答 ()



A11

③ たとえ家族であっても貸してはいけない ⑤ カードを貸した自分

クレジットカードは、クレジット会社の審査を受けて、「クレジットカード会員」として認められた人にしか発行されません。

発行されたクレジットカードを利用できるのは「会員」だけです。たとえ家族といえども、ほかの人に貸したり、ほかの人から借りたりすることはできません。

ほかの人にクレジットカードを貸しても、利用分の請求は、カードを貸した「会員」にきます。カードを借りた人の利用分は、カードの本来の利用者である「会員」が支払わなければなりません。

また、ほかの人にクレジットカードを貸したことがクレジット会社にわかってしまったら、会員規約違反として、利用金額の全部を一括して支払わなければならなかったり、カードの利用を停止または制限されたり、カードを回収されたりすることもあります。

どんなに親しい間柄でも、ほかの人に自分のクレジットカードを貸したり、ほかの人のクレジットカードを借りたりしないでください。お金の問題だけでなく、大切な人間関係を壊してしまうこともあります。

ポイントの Point!

クレジットカードは、他のカードと異なり、クレジット会社の審査を経て会員となった本人しか利用することができないということを理解しましょう。

●クレジットカードの管理責任については『クレジット教育実践の手引き』P.41をご覧ください。

Q12

クレジットカードをなくしたら どうすればいいの？

財布の中を見たら、クレジットカードがないことに気が付きました。
どうしたらよいでしょうか？

- ① 拾ってくれた人から連絡が来るのを待つ
- ② すぐに警察とクレジット会社に連絡する
- ③ どこで落としたかが分かった時にクレジット会社に連絡する
- ④ クレジット会社から連絡がくるまで特に何もする必要がない

回答 ()



クレジットカードを紛失した場合、そのカードが不正に利用されてしまう危険性があります。すぐに警察とクレジット会社に連絡をしてください。また、盗まれた場合も同様です。

多くのクレジットカードには、カードを紛失したり、盗難時のカード悪用の被害を補てんする制度があります。一般的に、クレジットカードの紛失・盗難時に、すぐに警察とクレジット会社への届出が行われていれば、使われてしまった分の支払いを免れることができますが、それには、会員がきちんとクレジットカードを管理していることなどの条件*があります。

※カードを他人に貸していないか、暗証番号が容易にわかってしまうような証明書類と一緒にしていなかったか、など。

【会員規約】

クレジットカード会員規約

（クレジット会員規約のご案内）
①本規約はお客様が株式会社××が発行するクレジットカード会員として、カードをご利用される場合の内容です。②お客様のお申し込みされたカードの種類によって、特別なサービスや特約が付加されている場合があります。この場合は、本取扱とは別にご案内いたします。

第21条（支払停止の抗弁）

- ① 会員は、加盟店から購入した商品、権利または役務を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。
- ② 第1項にかかわらず、会員は、ショッピングが払い、ショッピングが払い、ショッピングが2 回払いまたはボーナス1 回払いを指定して購入した商品もしくは別賦販売に定める指定権利または役務を受けた役務（以下併せて「商品等」という。）について次の事由が生じたときは、その事由が解消されるまでの間、当該事前の存する商品等について、当社への支払いを停止することができるものとします。
 - ① 商品の引き渡し、前記権利の移転または役務の提供がないこと。
 - ② 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。
 - ③ 当社は、会員が第2 項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに前記の手続きをとります。
 - ④ 会員は、第3 項の申し出をするときは、予め第2 項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
 - ⑤ 家族会員は、本人会員が第3 項の申し出をしたときは、遅やかに第2 項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと）を当社に提出するよう努めるものとします。また当該第2 項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
 - ⑥ 第2 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - ① ショッピングが払いの場合において、1 回のカード利用におけるショッピング利用代金が3 万8 千円に満たないとき、ショッピングが払い、ショッピングが2 回払いまたはボーナス1 回払いの場合において、1 回のカード利用における分割支払合計が4 万円に満たないとき。
 - ② 会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。
 - ③ 会員によるショッピング利用が営業のために行うショッピング利用である場合または海外でのショッピング利用である場合等、別賦販売法第35 条の3 の60 に定める適用除外事由に該当するとき。

第22条（脱会）

- ① 会員がその都合により脱会するときは、当社発する旨の届出を行うものとします。尚、脱会の届出時において残債がある場合は、会員は当該残債債務について引続き本規約に基づき支払いを継続するものとします。
- ② 家族会員が脱会する場合には、前項に準ずるものとします。

第23条（会員資格の喪失等）

- ① 会員が、以下の各号に定める何れかに該当したときは、当社は、会員に通知することなくカードの利用を停止し、もしくは会員資格を喪失させることができるものとします。又これらの措置とともに、加盟店に対し当該カードの無効を通知することがあります。
 - ① 当社に対し虚偽の申告をした場合。
 - ② 本規約の何れかに違反した場合。
 - ③ 本規約に基づく支払債務その他当社に対する一切の支払債務の履行を怠った場合。
 - ④ 期限の利益の喪失事由の何れかに該当した場合。
 - ⑤ 当社もしくは個人情報情報機関の措置等により会員の信用状態に重大な変化が生じ、支払に支障を及ぼすおそれがある場合が判明した場合。
 - ⑥ 第三者による利用、換金目的とした商品の購入等、カードの利用状態が適当でないと当社が判断した場合。
 - ⑦ 会員の通知、連絡不能と当社が判断した場合。
 - ⑧ その他当社が会員として不適当と判断した場合。
- ② 当社は、会員が以下の各号のカードの会員となっている場合において、その何れかに該当する第1 号各号の何れか一つに該当した場合、会員の所有する当社が発行する全てのカードについて、第1 項が適用されるものとします。

第24条（会員資格喪失時のカードの取扱い等）

- ① 会員が会員資格を喪失し（脱会の場合はその届出を行ったとき）、当社又は当社の委託を受けた者からカードの返却を求められたときは、会員は直ちに貸与された全てのカードを切断する等利用不能の状態にした上で返却するか又は会員の責任において破棄するものとします。会員が適切に返却しなかった場合は破棄されたことにより、当社は生じた責任は会員が負するものとします。
- ② 会員資格喪失をもって、カードを利用して提供されるサービス及び会員資格に基づいて提供されるサービスは終了するものとします。
- ③ 本人会員が会員資格を喪失したときは、家族会員も会員資格を喪失します。

第25条（カードの紛失、盗難による責任の区分）

- ① カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用した場合には、そのカードの利用代金は会員の負担となります。
- ② 第1 項にかかわらず、会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所定の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失、盗難届を当社に提出した場合、当社は、会員に対して当社が届け出を受けた日の60 日以内のカードの利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - ① 会員が第2 条に違反したとき。
 - ② 会員の家族、同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき。
 - ③ 会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じたとき。
 - ④ 紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。
 - ⑤ 会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を怠ったとき。
 - ⑥ カード使用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合は除く）。
 - ⑦ 戦争、地震など重しい社会秩序の混乱の時に紛失、盗難が生じたとき。
 - ⑧ その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第26条（偽造カードが使用された場合の責任の区分）

- ① 偽造カード（当社が発行した会員本人が発行するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用に係るカード利用代金については、会員の負担となりません。
- ② 第1 項にかかわらず、偽造カードの存在または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、会員の負担となります。

第27条（カードの再発行）

- ① 当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、当社が事業のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、本人会員は、自己に貸与されたカードの返却、家族カードについても当社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は当社別途通知または公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。
- ② 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。

第28条（届出事項の変更）

- ① 会員が当社に届け出た氏名、住所、電話番号、職業、カードの利用目的、勤務先、お支払い口座、暗証番号、家族会員等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合は、届出事項の方法により遅くとも当社に届け出なければなりません。
- ② 前項の変更届出がなされていない場合といえども、当社は、それぞれ適切な適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、当社は、当該届出が正しいことを調査するものとします。また、会員は、当社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに答えるものとします。
- ③ 第1 項の届け出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが送達または届出なかった場合といえども、届出遅滞するときは届出たとみなします。ただし、第1 項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第29条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、外国為替及び外国貿易管理に関する法令等による必要が生じた場合は、当社の求めに応じ必要書類を提出するものとし、又、外国でのカード利用の期間もしくは滞りに応じてのものとします。

第30条（債権譲渡）

会員は、当社が本規約に基づく債権及び権利を、当社の資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じて金融機関（その関連会社を含む）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含む）又は債権回収会社（以下「金融機関等」という。）に譲渡もしくは担保提供（債権及び譲渡担保の設定を含む）その他の処分をするとき、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲受すること、並びに当社が金融機関等との間で本規約に基づく債権及び権利に関するその他の処分を行うことについて予め承諾します。

第31条（企業管轄裁判所）

会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴訟のいかなにかかわらず、会員の住所、購入地及び当社の本社、各支店、センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第32条（会員規約およびその改定）

本規約は、会員と当社との一切の契約関係に適用されます。また、将来本規約が改定され、当社がその内容を全面的に改定し、改定した後に会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承諾したものとみなします。なお、本規約と相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。

ポイント

プリペイドカードや電子マネーとは違い、紛失・盗難されたクレジットカードが不正利用された場合には、利用可能枠いっぱいまで使用されてしまう恐れがあります。会員規約に記載されている、紛失・盗難に関する制度などを確認しましょう。

Q13

クレジットカードの利用で 困ったことがあった場合 どうしたらいいの？

クレジットカードを利用して買い物をしました。家に持ち帰ってみたら、その商品がこわれていました。初めからこわれていたようです。どうしたらよいでしょうか？

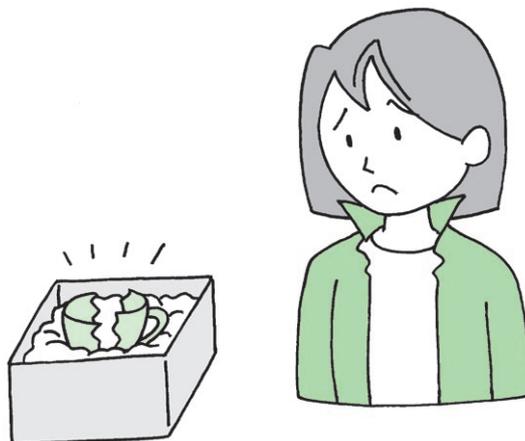
- ① クレジット会社に相談する
- ② あきらめる
- ③ 買ったお店に相談する

回答 ()

クレジットカードの利用代金の今月の支払いがむずかしい場合、どうしたらよいでしょうか？

- ④ クレジット会社に相談する
- ⑤ そのままにしておく
- ⑥ クレジットカードを使ったお店に相談する

回答 ()



A13

③ 買ったお店に相談する

④ クレジット会社に相談する

クレジットカードの利用に関して、私たちは、お店との間で売買契約（商品等の引渡しに関する契約）、クレジット会社との間でカード会員契約と立替払契約（代金の支払い等に関する契約）を結んでいます。

それぞれの契約の内容によって、相談先が異なります。

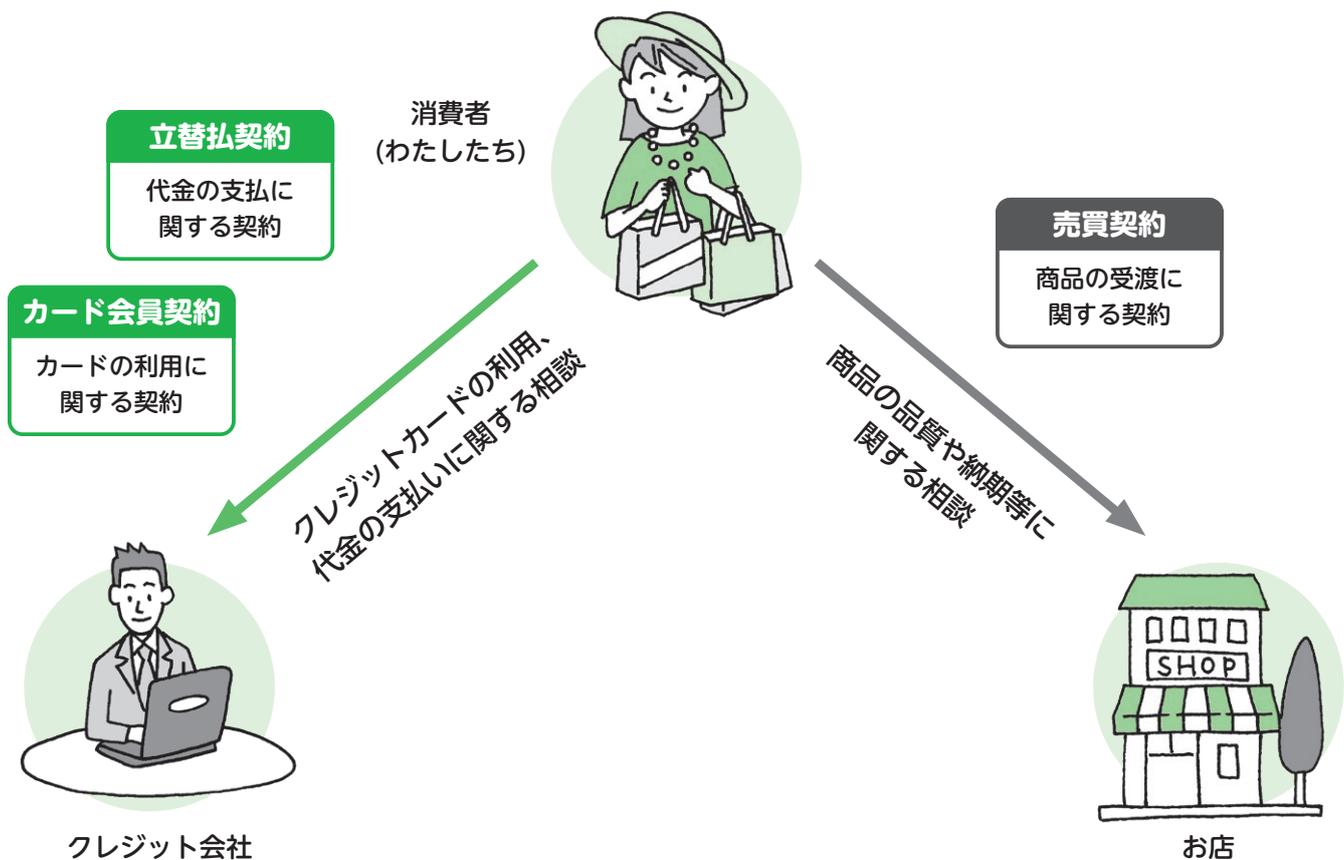
買った商品の品質や納期などの相談を、クレジット会社にしても、クレジット会社では対応できません。

また、クレジットの支払いについての相談をお店にしても対応できません。

商品がこわれていたのを交換してほしい、買った商品が届かない、頼んだものと違う商品だった、などの相談は、まずは売買契約の相手方であるお店にしてください。

一方、クレジットカードの利用やお支払いに関する相談は、カード会員契約や立替払契約の相手方であるクレジット会社にしてください。

クレジット会社の連絡先は、会員規約やクレジット会社のホームページに記載されています。



ポイントの Point!

クレジットカードの取引は、三者間契約で成り立っていますので、それぞれの契約の内容によって相談先が異なることを理解してください。

Q14

「多重（・多額）債務」という言葉を聞くけど 何が原因でおこるものなの？

インターネットのニュースに「多重（・多額）債務」という言葉がでてきました。
どのようなことを言うのか調べてみましょう。

また、どのような原因で「多重（・多額）債務」になってしまうのか、考えて
みてください。

原因

()



A14

多重債務は多数の事柄が複数に絡み合っ起こる

「多重（・多額）債務」という言葉があります。

これは、複数の相手と契約して、とても支払うことのできない借金を抱えてしまうことです。

原因はいくつか考えられますが、単一の要因ではなく、以下の事柄が複雑にからみあって発生することが多くあります。

- ① 利用者の家計管理の失敗（浪費等）
- ② 予期せぬ収入・支出の変化（天災等による被災、入院など）
- ③ 雇用環境や景気など社会情勢の変化（勤務先の倒産や収入減）

多重債務に陥らないためには、日頃から、住居費・食費・通信費・教育費など収支の内訳をつけておく、生活に必要なお金といざというときのお金にわけておくなどのお金の管理や、その収支内訳に沿って計画的にクレジットやローンを利用するなど、余裕を持った収支管理が必要です。

そのような管理をせず、いたずらにクレジットやローンを利用し、その返済のために新たな借金をすることが、多重債務の原因の一つとも言われています。

万が一、支払いがむずかしくなってきた場合には、早めに支払先のクレジット会社や銀行、消費者金融に相談するとともに、地元の消費生活センターや自治体の相談窓口、日本司法支援センター（法テラス）などの公的機関に相談するようにしましょう。

ポイント Point!

「多重債務」は、さまざまな要因が複雑にからみあって起こること、そうならないためには、計画的な収支管理が必要であることを理解しましょう。

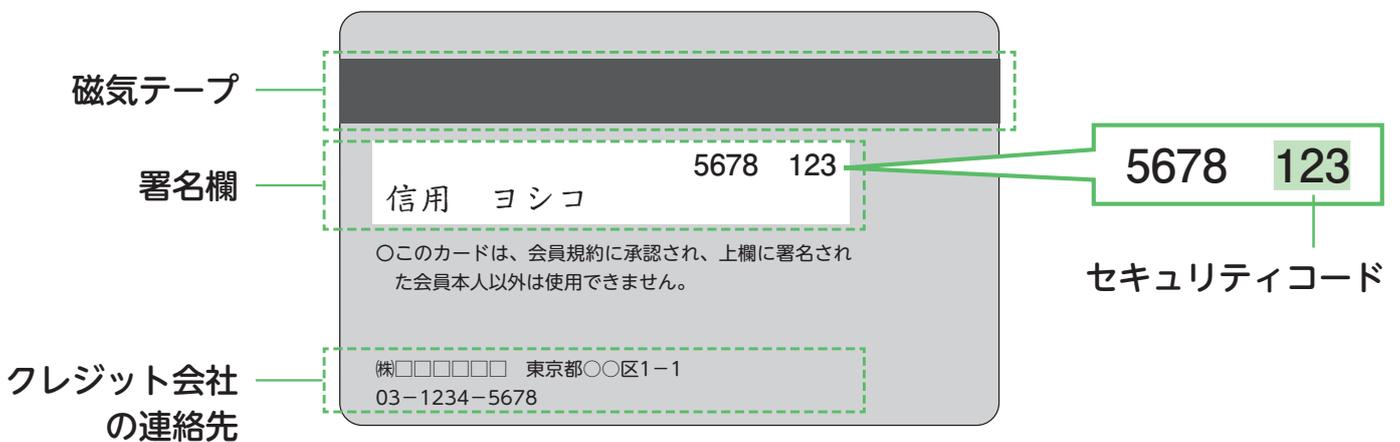
●多重・多額債務については『クレジット教育実践の手引き』P.48をご覧ください。

クレジットカードを見てみよう！

【表面】



【裏面】



※表示は一例です。カード券面にカード番号やカード有効期限、セキュリティコードが印字されていないものや、署名欄のないカードもあります。

カード (会員) 番号	14 ~ 16桁の番号。
磁気テープ	表面と裏面にあり、カードを利用するための情報が書き込まれている。
ICチップ	カードを利用するための情報が厳重に管理されている。偽造などの不正使用を防止するため、このチップをつけたカードが主流になっている。
国際ブランドマーク	販売店に同じマークがあれば、クレジットカードが利用できる。
署名欄	利用時にサインを求められた時には、この署名欄と同じサインをする。
セキュリティコード	ネットショッピング等で利用する3ケタまたは4ケタの数字。
カード会社の連絡先	カードの利用や支払いなどについての連絡先。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

クレジットワークブック解説（先生用） [第5.1版]

2023年4月

編集・発行 認定割賦販売協会
認定個人情報保護団体

一般社団法人日本クレジット協会
クレジット教育センター

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル6階

TEL:03-5643-0011（代表）

FAX:03-5643-0081

<https://www.j-credit.or.jp/>

複製ならびに内容を転載する際はクレジット教育センターまでご相談ください。